

## はしがき

二〇一〇年九月二二日、岐阜地裁内田計一裁判長（永山倫代、山本葉有子裁判官）は、発声障害をもつ議員が市議会に代読による発言を求めた中津川代読事件において市議会の過失を認め、原告小池公夫元市議会議員に対して一〇万円の賠償を認めるという判決を下した。私は、本書のフィールドⅢの1において、障害をもつ人の社会参加と人権保障の国際的発展のなかに参政権保障を位置づけ、最後に岐阜地裁の裁判官に、人権の砦としての裁判所そして人権のない手への期待を述べて稿を閉じた。

小池さんの請求額は、一千万円である。参政権とコミュニケーション保障という人権の侵害、剝奪に対する代償として当然の請求である。しかし、裁判所の認定額はその一〇〇分の一、一〇万円であった。まさに一%判決である。被告となった議員諸氏はともかく、裁判官の人権感覚のなさに失望したというより、この国の司法の姿に情けない思いがしている。

小池さんが怒りをもって控訴したのは当然である。しかし、それでもなお、そのような裁判官でも、一部ではあるが議会、議員の人権侵害を認定せざるをえなかった。そこには、世界そして日本の障害をもつ人々の人間の尊厳と自己決定・選択の自由の原理の保障という人権発展の大きな潮流におびえながら、なお、「法律論」という衣により、中津川市議会そして自らの空虚な權威を守ろうとする裁判官の姿を見るのである。

この判決に先駆けた六月、朝日訴訟東京地裁判決五〇周年記念事業の一環で一冊のパンフレットが発行

された。憲法第二五条と生活保護法が「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利、すなわち生存権を保障していることを国、そして社会に広く知らしめた画期的な東京地裁判決を起案した小中信幸元左陪席裁判官の手記である（NPO法人朝日訴訟の会「人間裁判一元裁判官の手記」）。手記に現れた浅沼武裁判長、菅野啓蔵右陪席、そして小中氏の信念と意志の強さ、その一方で誠実でかつ人間味の感じられる裁判官像と、今回の岐阜地裁民事第二部の裁判官と、同じ裁判官、法廷でもなんと違うことか。

一方で、また、判決後小池氏に謝罪した議員が六人に達したことは救われた思いがする（なお、二二名が対象となっているが）。本書がテーマとした障害のある人の社会参加とその核としての参政権保障発展の大きな潮流が、なお時間はかかるかもしれないが、中津川市議会、市、そして裁判所、さらには公職選挙法を木っ端みじんに砕く時が来るであろう。一％裁判すら認められず控訴した議員諸氏に歴史の鉄槌が下る日は近いと確信するものである。

本書の成るについては、編集委員の一人である藤本文朗氏のご尽力が大きい。一九九三年に私の編集した法律文化社刊の『障害をもつ人々と参政権』を読んだということで、続編を出せ、とファックスをいただいたことから本づくりが始まった。すでに本文中でも紹介されている郵便投票の取り組みをはじめ、さらに「研究会を立ち上げるからお前も来い」ということであった。ベトちゃんドクちゃん支援、そしてベトナム戦争の不条理を如実に社会に示した、その正義感と行動力がなければ本書は完成をみなかったであろう。

というわけで、本書は、『障害をもつ人々と参政権』から一七年、その間の障害をもつ人の社会参加と人権保障の広がりや踏まえ、とりわけ、社会参加の中核となるべき参政権保障の現状と将来展望を語るものである。本書は、障害をもつ人の参政権保障を核とした社会参加を進展させるために法律と福祉そして教育を架橋し、その歴史と現状を検討し、さらに公職選挙法改正、社会福祉サービスの改善等具体的政策を提起している。本書の刊行が統一地方選挙の時期に重なった。また、衆議院解散も話題になっている。政治の貧困が障害をもつ人々に一層の困難をもたらしている。参政権保障を選挙の争点にすること、そして候補者、選挙管理委員会、福祉行政などに直接本書の提起する改善点の実現を迫ることも有効であろう。また、本書は基本的に現行制度を前提とした障害別の構成になっているが、障害の「種別」、程度・等級の壁を超え、多くの障害をもつ人々が執筆者、協力者として参加している。障害Ⅱ固有のニーズをもつ人々の人権（固有の人権）を保障することは、すべての人の人間としての共通の人権（普遍的人権）を確立することに通じるわけである。そのための障害をもつ人と障害のない人の参加と連帯の書が本書である。本書が十分に活用され、障害をもつ人の参政権と社会参加、そして日本の民主主義と人権保障が一層発展することを期待している。

障害をもつ人々、そしてすべての人々の人権保障にとつて、時代は大きな転換点にある。その象徴が、二〇〇六年の国連の「障害のある人の権利条約」の採択であり、人間の尊厳の理念、自己決定・選択の自由そして差別禁止・平等の原理がうたわれた。日本でも、その理念や原理を掲げた障害者基本法そして障害者自立支援法も制定されている。しかしその実態は、自立・自助、自己責任の強調による就労支援等であり、むしろ社会保障・社会福祉制度の後退、削減政策に結びつけられ、看板とは似て非なるものであることが明らかになってきた。激しい批判を受けた障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法の制定と条約批准が求められる事態になっている。この間の障害をもつ人々の「私たちのことを私たち抜きで決め

ないで」という声は、立法府、行政府、司法府を大きく揺り動かしている。まさに政治参加、司法参加、行政参加そして社会参加が、障害をもつ人々の歴史の上でかつてないほどの規模で展開されているのである。

このようななか、社会参加の中核というべき政治参加の権利、すなわち参政権の保障も進んできた。本書では、障害をもつ人々自身の運動、取り組みを、国民さらには人類の「多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法第九七条）として紹介している。しかし、代議裁判に明らかかなように問題、課題は多い。本書が、人権を保持するための「不断の努力」（憲法第二二条）の一つとして、障害をもつ人、そしてすべての人々に人権が保障される社会の建設のために寄与できることを願っている。

なお、わが国では、「障害者」という呼称が、法律上、行政上そして社会的にもあまり疑問なく使用されている。本書では、できる限り障害者という呼称を用いることを避け、障害のある人、障害をもつ人という呼称を用いている。たとえば、二〇〇六年に国連で採択された条約は、「障害をもつ人の権利条約」である。ここにこだわらないと、一九八一年の国際障害者（Disabled Persons）年から、二〇〇六年「障害をもつ人（Persons with Disabilities）の権利条約」へ、人権保障発展の歴史がまったく生かされないことになるからである。さらに、「障害」という言葉自体が問題があるとして、「障害」者、しよう害者、しようがい者、チャレンジド等の表現も見られるようになった。私自身は、「固有のニーズをもつ人」というべきだと考えているが、次善の策として、「障害をもつ人」あるいは「障害のある人」とした。同様に「健常者」という言葉も「障害のない人」あるいは「障害をもたない人」としている。単なる言葉の問題ではなく、今後、より人間の尊厳、人権保障にふさわしい呼称を追究すべきであろう。

本書は、多数の人々にご執筆いただいた。そして、障害のあるなしを問わず、全国で地道に参政権保障運動を展開されている多くの皆さんのご協力をいただいた。また、法律文化社の田藤純子氏には、前著『障害をもつ人々と参政権』に引き続き、編集の労をとっていただき、まとめあげていただいた。合わせて感謝申し上げる。

二〇二一年二月一日

編集者を代表して 井上英夫